

北海道指定有害動植物等総合防除計画素案についての意見募集結果

令和6年3月1日

北海道指定有害動植物等総合防除計画素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、3名及び4団体から、延べ19件の御意見が寄せられました。

御意見の要旨及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>II 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容</p> <p>1 各作物の防除方法</p> <p>② 麦類</p> <p>麦類の縞萎縮病は抵抗性品種への切り替えにまだ時間も掛かることから耕種的防除だけでなく農薬登録の持つA剤等の薬剤防除も記載をして頂きたい。</p> <p>(斜里町)</p>	<p>本計画において、総合防除は、「利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施すること」を基本事項としています。</p> <p>このため、「各作物の防除方法」の薬剤防除については、登録農薬のうち農業試験場などにおいて試験を実施し、道内で効果が確認された防除技術を基本として記載し、関係者の方々の参考にしていただくこととしているところです。</p> <p>麦類の縞萎縮病に対する薬剤防除については、現時点では、これに該当するものがないことから、耕種的防除のみの記載となっています。</p> <p>なお、本病の防除方法などに対する御意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <p>C</p>
<p>II 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容</p> <p>1 各作物の防除方法</p> <p>⑧ ばれいしょ</p> <p>ばれいしょの夏疫病は現在栽培している品種が弱いことから発生も多く見られ、防除時期などもう少し記載内容を増やして頂きたい。</p> <p>(斜里町)</p>	<p>本計画素案において、ばれいしょの夏疫病の防除は、茎葉散布による薬剤防除を6月下旬～9月上旬に実施するよう記載していますが、具体的な防除時期については、他の主要病害を含めた防除体系などが地域や生産者により異なることから、おおよその時期を記載しています。</p> <p>地域の農業改良普及センターや農業協同組合などの指導を参考にして、適時・適切に防除を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <p>C</p>
<p>II 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容</p> <p>1 各作物の防除方法</p> <p>⑨ てんさい</p> <p>てんさいはページを改行した方が見やすいです。</p> <p>(斜里町)</p>	<p>御意見のとおり、ページを改行して見やすくなるように修正します。</p> <p>A</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>Ⅱ 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容</p> <p>1 各作物の防除方法</p> <p>⑭ にんじん</p> <p>にんじんは近年黄化病が多く圃場で見られており啓蒙の観点からアブラムシ防除などを含めて記載をして頂きたい。</p> <p>(斜里町)</p>	<p>本計画において、総合防除は、「利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施すること」を基本事項としています。</p> <p>このため、「各作物の防除方法」の薬剤防除については、登録農薬のうち農業試験場などにおいて試験を実施し、道内で効果が確認された防除技術を基本として記載し、関係者の方々の参考にしていただくこととしているところです。</p> <p>にんじんの黄化病はアブラムシ類によって媒介され、感染すると特に下葉が黄化・赤化し、収量が低下するおそれがあるため、道では、現在、農業団体等と連携し、効果的な防除方法の検討を進めているところです。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>
<p>Ⅱ 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容</p> <p>1 各作物の防除方法</p> <p>樹木類の整備が必要と考えます。</p> <p>(北広島市)</p>	<p>病害虫の総合防除は、植物防疫法に基づき、農業生産の安定及び農業の持続的発展を目的として、農作物を対象として推進することとしており、トドマツ、カラムツ、アカエゾマツなどの樹木類はこれに該当していません。</p> <p>なお、樹木類に係る病害虫の防除については、生産量及び品質を確保する観点から、適時・適切に殺虫剤等の散布を実施することが重要とされております。</p> <p>また、いただいた御意見については、庁内関係部局と共有させていただき、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>

C

C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>V その他必要な事項</p> <p>1 1 参考資料</p> <p>(4) 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン</p> <p>第4 関係機関の役割</p> <p>3. 機体等メーカー</p> <p>(1) の文中の「散布方法の設定に当たっては、落下分散性能の把握、ドリフト状況の把握等の結果から設定するとともに、その根拠となった試験結果（試験条件を含む）を Web サイトなどで公表するよう努めること。」について、現状、上記落下分散性能やドリフト状況について公開しているメーカーがない状況です。天候不順などで圃場に入れない状況でのドローンによる緊急防除は有効と思いますが、一方省力化を狙ったドローン散布については散布の均一性に不安があり、慣行防除の散布装置としては不安があります。薬剤付着量が少ないことによる効果不足や活性不足より薬剤抵抗性・耐性にもつながる可能性もあるのではないかと考えております。機体ごとの落下分散性能やドリフトについての情報が公開され、落下分散性能の特性から推奨する散布方法等の情報が必要と考えています。</p> <p>(北広島市)</p>	<p>農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のため、機体等メーカーにおいて機体ごとの落下分散性能やドリフトに関する情報公開が行われるよう、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」の周知を図ってまいります。</p>
<p>その他</p> <p>現在の農業環境や情勢を考慮すると必要な計画と思います。</p> <p>(恵庭市)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p>
<p>その他</p> <p>近年の異常気象や病害発生の状況を把握し、防除を生産現場が的確で円滑に行えることが計画の成果となると思います。</p> <p>(恵庭市)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p>
<p>その他</p> <p>計画を広く周知することが必要と思います。</p> <p>(恵庭市)</p>	<p>本計画は、関係機関・団体に通知するほか、道のホームページに掲載し、広く周知を図ってまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>その他</p> <p>計画が病害虫のまん延予防に繋がり、これまで以上の被害減少、生産安定と生産量増、継続された安全で安心な農作物生産を期待します。</p> <p>(恵庭市)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他</p> <p>今年の猛暑のように、気象変動が大きい昨今の情勢を踏まえて、的確で円滑な対応ができるようになる計画だと思います。</p> <p>(長沼町)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他</p> <p>北海道で栽培する（できる）作物も少しずつ変わってきていますので、防除に関する正確な情報を伝達できる仕組みは重要だと思います。</p> <p>(長沼町)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他</p> <p>農業者としては、病害虫の発生に係る事前予測や予報の情報は、非常に重要なことであると思います。今年のように記録的な高温と猛暑が続き、各種作物で多くの病害気や障害が発生したことから、農業者をはじめとする関係者が、理解しやすいマニュアル的なものが必要であると考えます。</p> <p>このようなことから、当該総合防除計画を有効に活用し、地域全体が対策を行うことで、病害虫のまん延防止に繋がり被害の軽減が図られるなど実効性の高い取組となることを期待します。</p> <p>(長沼町)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他</p> <p>近年は様々な要因による病害虫防除の推進が必要であり、国の指針に沿った形での北海道の地域性に鑑みた計画が必要だと思います。</p> <p>(新十津川町)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他</p> <p>計画を拝読させていただきましたが、向こう五年間の計画ということで、今後において必要な取組内容が明確であり、かつ、体系的な計画であり特段異議はございません。</p> <p>(新十津川町)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>その他 計画が計画倒れにならないよう今後の実践に期待いたします。 (新十津川町)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。 また、本計画の計画期間は5年間（令和6年度～令和10年度）としており、国が5年ごとに行う基本指針の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他 当計画は、北海道農業生産を行う上で、現在の農業における情勢や環境にあった内容になっていると考えます。 (札幌市)</p>	<p>本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他 今後、この計画を広く関係機関や生産者へ周知し、気象条件によって発生する病虫害等に応じた防除体系を推進することをお願いするとともに、安定した農業生産に向け進めていただきたい。 (札幌市)</p>	<p>本計画は、関係機関・団体に通知するほか、道のホームページに掲載し、広く周知を図ることとしております。 本道における有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減するため、本道の実情に応じて定める本計画に基づき、農業団体等と一体となって総合防除の推進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>その他 計画を活用した生産者向けの冊子やインターネットで異常時の防除方法が検索できるなど、計画が生産現場と簡単に連動することを願います。 (恵庭市)</p>	<p>今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 農政部生産振興局技術普及課主査(植物防疫)
 電話011-204-5429